

府共第341号
總行行第205号
令和3年6月16日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

] 殿

内閣府男女共同参画局長（公印省略）
総務省自治行政局長（公印省略）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律の
施行について（通知）

平素より男女共同参画の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律
第67号）が令和3年6月10日に成立し、同月16日公布、同日施行されました。

本法律は、我が国の政治分野への女性の参画が徐々に進められてきているものの、諸外国
と比べて大きく遅れており、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等が必
要であることに鑑み、政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進するとともに、
国及び地方公共団体の施策を強化するため、参議院内閣委員長により提案され、参議院及び
衆議院で全会一致により成立したものです。

貴職におかれでは、下記事項に御留意の上、関係部局間の連携を密にし、格別の配慮をさ
れるとともに、各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）
の長及び議会の議長に対して、この旨周知いただくようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町
村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

第1 政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則の追加（第2条4項関係）

政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（第2において「基本原則」
という。）に、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的

に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする旨を追加することとされたこと。

第2 国及び地方公共団体の責務に係る規定の改正（第3条関係）

国及び地方公共団体の責務に係る規定について、国及び地方公共団体は、基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう「努めるものとする」旨を、当該施策を策定し、及びこれを実施する「責務を有する」旨に改めることとされたこと。

第3 政党その他の政治団体の自主的な取組の促進（第4条関係）

政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、次に掲げる事項を規定することとされたこと。

- ① 当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善
- ② 公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成
- ③ 当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決

第4 法制上の措置等（新第5条関係）

国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとされたこと。

第5 国及び地方公共団体の施策の強化

1 実態の調査及び情報の収集等に係る規定の改正（新第6条関係）

国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等の対象として、政治分野における男女共同参画の推進に当たっての社会的障壁の状況を規定することとされたこと。

2 啓発活動に係る規定の改正（新第7条関係）

国及び地方公共団体の政治分野における男女共同参画の推進についての啓発活動の実施について、努力義務を義務に引き上げることとされたこと。

3 環境整備に係る規定の改正（新第8条関係）

国及び地方公共団体が行う政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備の例示として、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備を規定し、かつ、当該環境の整備の実施について、努力義務を義務に引き上げることとされたこと。

4 性的な言動等に起因する問題への対応（新第9条関係）

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るために、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとされたこと。

5 人材の育成等に係る規定の改正（新第10条関係）

国及び地方公共団体が行う人材の育成及び活用に資する施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進を規定し、かつ、当該施策の実施の努力義務を義務に引き上げることとされたこと。

6 その他の施策（新第11条関係）

国及び地方公共団体は、1の改正後の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとされたこと。

第6 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行することとされたこと。

◎政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一
部を改正する法律 新旧対照表

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成三十年法律第二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（目的）		
	<p>第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのつとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのつとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。</p>
（基本原則）		
第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政	<p>第二条 [同上]</p>	<p>第二条 [同上]</p>

治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれら者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できるようにすることを目指として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 [同上]

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

[新設]

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」と

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」と

いう。)にのつとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのつとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報

いう。)にのつとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのつとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

[新設]

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとす

の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（環境整備）

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図ることともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備そ

る。

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

（環境整備）

〔新設〕

の他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一條 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について（概要）

改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
 - * 国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は 9.9%で、世界 193 か国中 166 位【列国議会同盟（令和 3 年 1 月 1 日時点）】
 - * 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参（2019）：28.1%、統一地方選（2019）：16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。



①政黨等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する

②国・地方公共団体の施策を強化する 等の必要がある。

改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進（第 4 条）

- 取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、
- 候補者の選定方法の改善
 - 候補者となるにふさわしい人材の育成
 - セクハラ・マタハラ等への対策 を明記

国・地方公共団体の施策の強化

①環境整備（新第 8 条）

- 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）を明記

②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】（新第 9 条）

- 防止に資する研修の実施
- 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする

③実態調査（新第 6 条）

- 調査対象として、社会的障壁の状況を明記

④人材の育成等（新第 10 条）

- 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示（第 2 条第 4 項）

政党その他の政治団体の取組のほか、

- 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
- 内閣府・総務省その他の関係行政機関等

} が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記

国・地方公共団体の責務等の強化（第 3 条等）

「努めるものとする」を「ものとする」に改める など